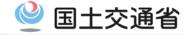
# トラック業界の課題と今後の対策について

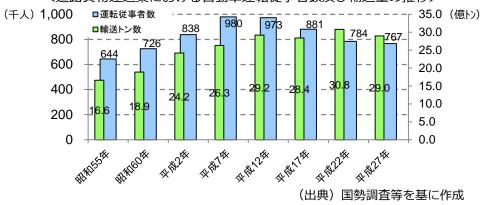


## トラックドライバーを巡る労働環境と時間外労働規制の導入について

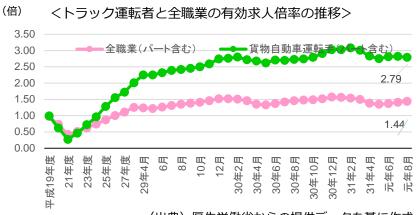


## <u>トラック運転者はピーク時より減少</u>

<道路貨物運送業における自動車運転従事者数及び輸送量の推移>

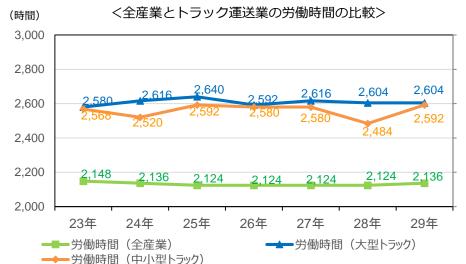


## トラック運転者の有効求人倍率は2.79倍

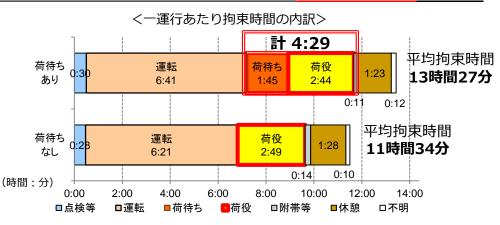


#### (出典)厚生労働省からの提供データを基に作成

## 全産業平均より約2割長い



## 荷待ちや荷役がトラック運転者の長時間労働の一因

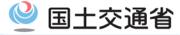


(出典) 国土交通省・厚生労働省「トラック輸送状況の実態調査」(平成27年)より作成

⇒ トラックドライバーについては、「働き方改革関連法」に基づき、<mark>令和6年度から時間外労働</mark> **時間の上限規制(年間960時間。罰則付き)が適用される予定**。

1

## 運転者不足が国民生活や企業活動に与える影響



● 現状のままでは、ドライバー不足のさらなる深刻化が懸念。

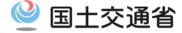
### 実際に現場で起きている事例

- ・30分で終わる荷卸しのために荷待ち時間が<u>7時間10分</u>、受領書をもらって退場するのに <u>2時間半</u>の待ち時間、<mark>計9時間40分の拘束時間</mark>が発生。
- ・食品メーカー系物流会社において、長時間の拘束時間などを理由に委託先協力会社より 配送業務の撤退要請。
- 既に、**運賃・料金「単価」の上昇**、**運送サービスを提供可能なトラック台数や日・時 間帯等の縮小**が発生。
  - ・中国・九州地方の雑誌・書籍の発売日が従来より1日後ろ倒し
  - ・宮崎県において、関東・関西方面へ輸送する農産品の集荷を1日前倒し
  - ・一部の運送事業者では、日曜日の集荷・配達を中止
- 適切な対応を行わない場合、各企業にとっては、
  - ・入出荷のための物流の不安定化
  - ・トータル物流コストや商品・原材料の仕入れ価格の上昇
  - ・在庫の増加
  - ・販売の機会損失の発生

等により、**経営に好ましくない影響**が生じる可能性。

● また、国民にとっては、<mark>宅配便・引越が不便</mark>になったり、<mark>食品等の物量の減少や品揃</mark> **え不足等の影響**が生じる可能性。

## トラック運送業の取引の適正化に向けて



### 取引の適正化に向けた取組み

- ◆ トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会(10月9日)
  - ・荷待ち時間や<mark>附帯業務</mark>の「乗務記録」への記載を義務づけた<mark>貨物自動車運送</mark> 事業輸送安全規則の改正や、運賃・料金の明確化を図った標準運送約款の改正 等について周知
- ◆ トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会
  - ・10月18日現在、<u>全都道府県協議会において約5,000団体 (※)</u>等に周知
    - ※運送事業者:都道府県トラック協会、発着荷主:経済連合会、商工会議所、経営者協会 等
- ◆ トラック運送事業「取引環境適正化」セミナー
  - ・10月10日の東京での開催を皮切りに、全国10ブロック<sup>(※)</sup>で開催
  - ※10月10日東京(開催済)、15日大阪(開催済)、16日名古屋(開催済)、25日札幌(開催済)、11月5日福岡(開催済)、
  - 11日広島(開催中)、18日香川、29日沖縄、12月10日新潟、13日仙台 ※札幌開催までで計343社が参加、うち、運送事業者が約4割、荷主が約6割
  - ※他帳前後よりも<u>1040年が参加</u>、プラ、<u>達送事業者がが呼割、何子がかり。</u> -- 10月10日の東京会場では、第11月日本が各列士氏が後巡し
  - ・10月10日の東京会場では、御法川国土交通副大臣が挨拶し、 自動車局長から趣旨説明を実施
- ◆ その他各団体等への説明会などの場を活用して周知実施







- ※ 中央協議会の構成(抄)
- ・全ト協副会長・経団連産業政策本部長
- · 連合総合政策局長 · 日商産業政策第二部長
- ・学識経験者 ・経産省・農水省など関係局長
- ●真荷主に対して契約を書面化した者: 約80%
- ●改正後の標準約款に基づき運賃を設定した者: 約83%
- ●約款改正を踏まえ、真荷主との間で取引を見直した者: 約50%
- ●「ホワイト物流」に協力する旨の行動宣言をした荷主: 約600者

11月頃に浸透状況の調査を実施予定

### 貨物自動車運送事業法の一部改正

⇒ トラック運送業においては、トラックドライバー不足により物流が滞ることのないよう、ドライバーの労働条件の改善等を図るため、 第197回国会(臨時国会)において、<mark>議員立法により貨物自動車運送事業法の改正</mark>が行われた。 【公布日: 平成30年12月14日】

### 改正の概要

### 1. 規制の適正化

- ① 欠格期間の延長等
- ② 許可の際の基準の明確化
- ③ 約款の認可基準の明確化

### 2. 事業者が遵守すべき事項の明確化

- ① 輸送の安全に係る義務の明確化
- ② 事業の適確な遂行のための遵守義務の新設

### 3. 荷主対策の深度化

- ※ 「荷主」には元請事業者も含まれる。
- ① 荷主の配慮義務の新設
- ② 荷主勧告制度(既存)の強化(公表の追加)
- ③ 国土交通大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設

### 4. 標準的な運賃の告示制度の導入

国土交通大臣が、標準的な運賃を定め、告示できる

施行日: 1.及び2.令和元年11月1日

3. 令和元年7月1日

4. 公布日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日